

社会福祉法人東城有栖会行動計画

職員が仕事と子育てを両立させることができ、職員全員が働きやすい環境を作ることによって、すべての職員がその能力を発揮し、仕事と生活の調和を図り働きやすい雇用環境の整備を行うため、次のように行動計画を策定する。

1. 計画期間 令和 2年 4月 1日～令和 5年 3月31日までの 3年間

2. 内容

目標1：子どもの出生時に父親が取得できる休暇制度を導入し、促進する。
短期間の取得も含む。

<対策>

- 令和 2年 4月～ 職員のニーズの把握、検討開始
- 令和 2年度～ 制度の導入、中間管理職研修及び広報誌などによる職員への周知

目標2：令和 2年 6月までに、所定外労働を削減するため、ノー残業デーを設定、実施する。

<対策>

- 令和 2年 4月～ 職員へのアンケート調査
- 令和 2年 6月～ 部署毎に問題点の検討
- 令和 2年 7月～ ノー残業デーの実施
管理職への研修（年2回）及び社内広報誌による社員への周知

目標3：妊娠中や産休・育休復帰後の女性社員のための相談窓口を設置する。

<対策>

- 令和 2年 4月～ 相談窓口の設置について検討
- 令和 2年 4月～ 相談員の研修
- 令和 2年 4月～ 相談窓口の設置について社員への周知

目標4：年次有給休暇の取得日数を1人当たり年間 6日以上とする。

<対策>

- 令和 2年 9月～ 年次有給休暇の取得状況を把握する
- 令和 2年 4月～ 計画的な取得に向けて管理職研修を計画期間中に 2回行う
- 令和 2年 4月～ 各部署において年次有給休暇の取得計画を策定する
- 令和 2年 5月～ 社内広報誌などでキャンペーンを行う